

事務連絡
令和4年3月18日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了、
出勤者数の削減、イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和4年3月17日の第90回新型コロナウイルス感染症対策本部において、まん延防止等重点措置を終了することが決定されました。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、別添1～4について周知の依頼があり、政府対策本部で示された方針を受けて開催された第44回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添5のとおり大臣指示がありました。

つきましては、貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行業者等に対しまして、別添のご周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

(別添1) 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了について」

(別添1別紙1) 新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に関する公示」

(別添1別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和4年3月17日変更）

(別添1別紙3) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和4年3月17日）

（新旧対照表）

以下別添2～3、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡

(別添2) 「出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について」

(別添3) 「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

(別添4) 「まん延防止等重点措置区域である都道府県全域におけるイベント開催等の取扱いについて」

(別添5) 第44回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部 大臣指示

(別添6) 感染拡大防止に係る呼びかけについて